

造血細胞移植など医療行為後の 任意予防接種費用の助成について

小児がんなどの病気で、造血細胞移植（骨髄移植、末梢血幹細胞移植、臍帯血移植）や化学療法などの医療行為を受けた後に、過去に予防接種で獲得した免疫が低下・消失したため、これから社会活動をする上で、ワクチンの再接種が必要となることがあります。

宗像市では、予防接種法に基づき過去に接種したワクチンについて、医療行為を受けたことにより、自費で再接種する必要がある場合の費用助成を行います。

※助成を受けるためには、事前に宗像市の認定を受けていただく必要があります。
希望される方は必ず接種を受けられる前に子ども家庭センターまでご相談ください。

対象者

再接種を受ける日時点で宗像市に住民票があり、次のいずれにも該当する方。

1. 造血細胞移植等医療行為によって、移植前に接種した定期予防接種により得られた免疫の低下または消失したため再接種が必要と医師が認める者
2. 令和4年4月1日からの再接種であること

対象ワクチン

過去に予防接種法に基づいて接種をしたワクチンで、造血細胞移植などの医療行為により対象とする疾患の免疫が低下または消失したため、再接種が必要と医師が認めるワクチン（種別によって年齢制限有）

助成の内容

宗像市から認定を受けた予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

※ただし、予防接種の種類ごとに助成上限額があり、医療機関で実際に支払った額と比較して、低い方の額を助成します。

※詳しくは、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

宗像市役所 子ども家庭センター 子ども保健係
(0940) ☎36-1365/☎37-3046
✉ k-katei@city.munakata.lg.jp

== 助成までの流れは裏面をご覧ください。 ==

助成までの流れ

①. 必要書類を揃えて市役所へ認定申請をします。

- ・認定申請書（様式1）
- ・医師の意見書（様式2）
- ・母子健康手帳など定期予防接種ワクチンの接種歴が確認できる書類

②. 宗像市から認定通知書が交付されます。

- ・再接種対象者、助成の対象とするワクチンなど、認定を決定する通知が届きます。

③. 医療機関で認定を受けたワクチンを接種します。

- ・認定通知書を医療機関に提示し、対象のワクチン接種を受けます。
- ・接種費用を医療機関に支払い、領収書と予診票を受け取ります。

④. 必要書類を揃えて助成金の申請・請求を行います。

- ・助成申請書兼請求書（様式5）
 - ・領収書（原本） ※明細書など接種したワクチンの種類がわかるもの
 - ・予診票（写しでも可）
- *請求は、請求するワクチン接種日から起算して1年以内に申請してください。

⑤. 宗像市から交付決定通知書が届きます。

- ・助成金の金額を決定し、申請者へ通知します。
- ・助成金は、実際に支払った金額と助成上限金額を比較して、低い方の額となります。

⑥. 助成金が交付（口座への振り込み）されます。

- ・交付申請時点で指定した口座へ助成金が支給されます。

【注意事項】

- ・交付決定を受けた場合においても、接種日時点で、宗像市に住民登録がない場合は、助成金の交付は出来ません。
- ・助成対象者の認定を受ける前に接種した費用は助成対象外となります。必ず接種前に認定申請を行ってください。
- ・予防接種の接種にかかる費用（ワクチン等）のみが助成の対象です。その他、医師の意見書等を取得する費用については自己負担となります。
- ・被接種者の希望並びに医師の責任及び判断によって行われる任意の予防接種であるため、万が一健康被害が生じた場合は、健康被害の救済手続きは、被接種者が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して行うこととなります。予防接種について十分に検討し、内容等をご理解のうえ、接種を受けてください。